

初任給1,500円を配分 若手職員へ充当

官民格差108円 一時金1月を改善

東海

No.3135

16. 8. 15

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

給与制度の改善の見直し
今年度、定・懲を

本省優遇、高齢者いじめの勧告

人事院は八月八日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告と報告及び職員の両立支援制度に関する勤務時間の改定に関する勧告等を行いました。

官民格差を若年層に重点配分し、一時金を〇・一月引き上げるなど、三年連続の「賃上げ」となりました。

一方で、扶養手当の「見直し」や給与制度の総合的見直しの結果、地域と年齢で格差の広がる問題もあります。

現給保障上回らず 多くの職員がベア無し

人事院は、月例給について七〇八円、〇・一七%の官民格差が生じているとし

て、極めて少額ですが、三年連続で俸給表の改定を行いました。

格差の配分は、俸給表の改善に四四八円、本府省業務調整手当に二〇六円、「はね返り分」として五

図表 1 一時金月数の支給調整

一般職員		6月期	12月期
本年度	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.800月	0.900月
17年度	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.850月	0.850月
再任用職員		6月期	12月期
本年度	期末手当	0.650月	0.800月
	勤勉手当	0.375月	0.425月
17年度	期末手当	0.650月	0.800月
	勤勉手当	0.400月	0.400月

四円を充てています。俸給表改善では、初任給を一五〇〇円引き上げ、若手職員層も同程度の改定も行い、高位号俸でも四〇〇円を配分するなど、全号俸での引き上げを実施させるなど、私達の取り組みを反映しています。しかし、給与制度

本府省業務調整手当 超勤予算の確保が基本

の総合的見直しによる現給保障を受けている高齢職員では、昨年同様に実質的な賃上げとはならず、生活改善が望める勧告とはなっていません。

一時金も〇・一月の引き上げ(図表一参照)で、三年連続の改善となります。

しかし、配分が勤勉手当になされており、民間での成績主義評価の流れを汲んでおり、職場への差別の拡大につながらないように監視が必要となります。

人事院は、官民格差の一部を本府省業務調整手当に配分(図表一参照)していません。しかも、来年四月からは、更に上積みされることとなります。

元々、本府省職員に超過勤務手当「不払い」の状態です。予算や国会対応を実施させていたことが問題であり、超過勤務手当の確保をサボり続ける本府省の怠慢を是正するため「別枠」で処遇への手立てとして確保された手当です。

地整や事務所でも同様に実施しており、「業務の困難

本省と地方で26%(地域手当20%含む)もの格差に

図表 2 本府省業務調整手当の改訂額(行一)

職制段階	在級	手当額			
		現行	16年4月	17年4月	完成時
係長	4級	14,800円	16,600円	18,500円	22,100円
	3級	11,700円	13,100円	14,600円	17,500円
係員	2級	4,400円	5,500円	6,600円	8,800円
	1級	3,600円	4,500円	5,400円	7,200円

性」は、昇格基準等で力バ一されておられ、本府省と地整・事務所間での賃金格差は大きな問題です。

しかも、その格差は、地域手当を含めれば係長で二六%、係員で二四%にもなります。

今回の本府省業務調整手当は給与制度の総合的見直しの一環として実施が決定されており、地域と年齢で格差をつけ、公務員人件費削減の攻撃を跳ね返すためにも、職場・地域からの給与制度の総合的見直しが重要となります。

理由すし替え、協議もせず

11,000人もの労働条件切り下げ

図表 3 扶養手当「見直し」

現行(2016年度)	2017年度	2018年度
配偶者	13,000円	10,000円
子	6,500円	8,000円
配偶者・子以外	6,500円	6,500円
配偶者がいない場合 1人について	11,000円	子: 10,000円 他: 9,000円
		特例廃止

表三・四参照)は、配偶者にかかると手当額を、現行の

今勧告の最大の焦点となっていた扶養手当の「見直し」について、労働組合は「一人たりとも労働条件の不利益変更は認められない」と反対してきましたが、人事院は充分な協議も行わず明確かつ納得できる理由も示さないうままに改悪を強行しました。

一万三〇〇〇円から六五〇〇円に減額、その原資を用いて子にかかる手当を現行の六五〇〇円から一万円に引き上げます。配偶者のいない場合の一人目の扶養親族にかかる手当額の特例廃止も行います。配偶者にかかる手当額の減額に対し経過措置が設けられますが、七万七〇〇〇円を超える職員の労働条件が切り捨てられます。人事院は昨年、民間で家族手当制度を有する事業所のうち約九割が配偶者に家族手当を支給していることから「見直し」を見送りましたが、今年の報告では「見直し」の理由を「社会全体として、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所に割合が減少する傾向にある、公務員においても配偶者

を扶養親族とする職員が減少傾向にある」などとしていいます。しかし、昨年と今年の民調結果を比較しても家族手当制度を有する事業所が七六・五%から七六・八%、そのうち配偶者に家族手当を支給している事業所は九〇・三%から八七・〇%とほとんど変化ありません。安倍内閣の強い要請のもと、手当見直しの理由を「社会全体の状況の変化」に切り変えており、道理はありません。さらに人事院は「税制及び社会保障制度の見直しの

状況や民間企業における配偶者にかかる手当の見直しの状況に際し、国家公務員の配偶者にかかる扶養手当について、必要な見直しの検討をしていく」としており、さらなる改悪を狙っていることは見過ごせません。そして、生活関連手当の改悪を公務員から先行させ、民間へと波及させていきたい政府・財界に追随・迎合するものです。こうした政府・財界の狙いを許さず、誇りを持って働き、安心して暮らせる賃金・労働条件確立を官民一体の運動で目指します。

図表 4 扶養手当「見直し」例

	現行	「見直し」後
配偶者のみ	13,000円	6,500円
配偶者と子1人	19,500円	16,500円
配偶者と子2人	26,000円	26,500円
配偶者と親2人	26,000円	19,500円
配偶者と子と親	26,000円	23,000円

「見直し」後ほとんど減額は

図表 5 国家公務員の扶養親族数別職員数

扶養親族数	該当職員数	内 配偶者を有する	内 子を有する	内 左記以外
1人	47,288	29,000	15,325	2,963
2人	44,297	28,039	42,651	2,154
3人	37,049	32,454	36,786	1,470
4人	9,610	8,940	9,595	937
5人	1,313	1,220	1,311	354
6人以上	222	208	222	71
合計	139,779	99,861	105,890	7,949